

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人なのはな徳島
主たる事務所の所在地	〒770-8041 徳島市上八万町西山1430番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 宿里 智子
設 立 年 月 日	平成16年2月5日
電 話 番 号	088-644-3508 F A X 088-635-5308

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションなのはな徳島	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒770-8041 徳島市上八万町西山1430番地2	
電 話 番 号	088-644-3508 F A X 088-635-5308	
指定年月日・事業所番号	平成16年4月1日指定	3670101561
管理者の氏名	三木 博子	
通常の事業の実施地域	徳島市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者	常勤 2人以上
うち介護福祉士	3人
訪問介護員	3人以上
うち介護福祉士	3人以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	三木 博子 山側 千代子 宿里 智子
--------------	--------------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割（介護保険負担割合証に記載されている割合）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービス11 (1月につき)	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者	11,760 円/月	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問型独自サービス12 (1月につき)	週2回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者	23,490 円/月	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型独自サービス13 (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者	37,270 円/月	3,727 円	7,454 円	11,181 円
訪問型独自サービス21 (1回につき)	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2,870 円/回	287 円	574 円	861 円
訪問型独自サービス22 (1回につき)	生活援助中心で20分以上45分未満の場合	1,790 円/回	179 円	358 円	537 円
訪問型独自サービス23 (1回につき)	生活援助中心で45分以上の場合	2,200 円/回	220 円	440 円	660 円
訪問型独自短時間サービス (1回につき)	短時間で身体介護が中心である場合	1,630 円/回	163 円	326 円	489 円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円

生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合 ※ (令和6年6月から)	24.5%	令和6年5月までは (Ⅰ) 13.7% (Ⅱ) 10.0% (Ⅲ) 5.5%	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※		22.4%		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※		18.2%		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※		14.5%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合 ※	6.3%	令和6年6月から処遇改善加算に統合	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		4.2%		
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	2.4%	令和6年6月から処遇改善加算に統合	
介護職員処遇改善支援補助金	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	1.2%	令和6年6月から処遇改善加算に統合	

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 加算Ⅲは加算Ⅱの90%、加算Ⅳは加算Ⅱの80%となります。

※平成30年4月から利用者負担利用料は、利用者負担額(月利用合計単位×10.21の1割もしくは2割、又は3割(平成30年8月から))

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに連絡があった場合	不要
利用予定日の前日までに連絡がなかった場合	1回500円

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ゆうちょ銀行 店番628 普通口座 0658085 特定非営利活動法人なのはな徳島
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、担当ヘルパーに現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	— —
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	() — —

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び県、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 介護事業者賠償責任保険

補償の概要 対人賠償 1億円、対物賠償 1,000万円

11. 個人情報の保護

当事業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員及び管理者であった者(以下「職員であった者等」という。)が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員であった者等

がこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容として明記する。

- 4 当事業者は他のサービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
- 5 別紙、個人情報利用同意書に基づく利用以外に使用してはならない。

1 2. 虐待防止について

当事業者なのはな徳島は利用者の人権擁護、虐待の防止の為に下記のとおり必要な処置を講じます。

- (1) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対する虐待の防止啓発、普及する為の研修を定期的実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者、担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	丸岡 和弘
-------------	-------

1 3. 身体拘束について

当事業者なのはな徳島は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 4. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者：宿里 智子 電話番号：088-644-3508	ご利用時間：平日9:00~17:00 面接場所：当事業所の相談室
---------	----------------------------------	-------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	徳島市健康福祉部高齢介護課	電話番号 088-621-5585
	徳島県国民健康保険団体連合会	電話番号 088-665-7205

15. 非常災害対策

当事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

16. 業務継続計画の策定等

当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（1）当事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

（2）当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

17. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

（3）職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（1）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

（2）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（3）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

20. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

現在、実施していません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者	所在地	徳島市上八万町西山1430番地2
	事業者（法人）名	特定非営利活動法人なのはな徳島 ヘルパーステーションなのはな徳島
	代表者職・氏名	理事長 宿里 智子 印
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について交付、説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

住所	
本人との続柄	
氏名	印

立会人	住所	
	氏名	印